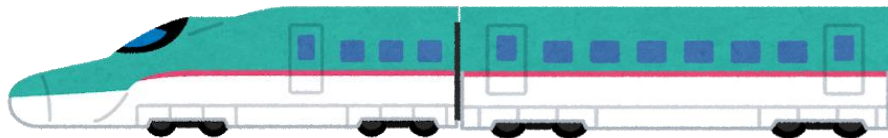


働き盛り世代の皆様へ

宮城県塩釜保健所
から健康に役立つ情
報をお届けします！



けんこうエクスプレス

No.8
令和元年7月

健康増進法の改正により

受動喫煙対策が強化されました。



多くの人を利用する屋内施設は、**原則禁煙**です！

令和元年7月1日から**敷地内禁煙**

- ◆ 学校
- ◆ 児童福祉設（保育所等）
- ◆ 病院
- ◆ 行政機関の庁舎 等



* 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。

令和2年4月1日から**原則屋内禁煙**

- ◆ 事業所
- ◆ 工場
- ◆ ホテル・旅館（客室）
- ◆ 飲食店
- ◆ 鉄道・旅客船
- ◆ バス・タクシー・飛行機 等



* 喫煙を認める場合には、喫煙専用室などの設置が必要です。

なぜ**受動喫煙**を防止しなければいけないの？

受動喫煙は脳卒中、虚血性心疾患、肺がん等との関連が明らかであり、

受動喫煙による死亡者は年間 **1万5,000人**と推計されています。

(喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」より)

受動喫煙とは

本人が喫煙しなくても、身の回りのたばこの煙を吸わされてしまうことです。

特に、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人等への配慮が大切です。

塩釜保健所（仙台保健福祉事務所）は、7月から**敷地内禁煙**になりました。

禁煙にチャレンジしたい方は・・・

禁煙推進 Web サイト（日本医師会）をご覧ください。 **禁煙は愛** **検索**

めざせ！
受動喫煙
ゼロ



©宮城県・旭プロダクション

令和元年7月1日より
敷地内禁煙

です
健康増進法第25条の規定により、敷地内は全面禁煙となります。望まない受動喫煙をなくすため、御理解と御協力をお願いします。



宮城県仙台保健福祉事務所
塩釜保健所

事業者の皆様へ

令和2年4月1日から、原則屋内禁煙です。
喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

新たに下記の事項が、管理権原者の義務になりました。

喫煙室の標識掲示



施設に喫煙施設がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は立入禁止



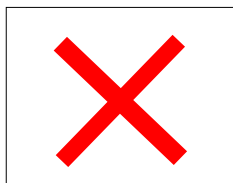
20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への受動喫煙対策



従業員に対する受動喫煙対策も必要です。

違反時の罰則等の適用



業務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

職場における受動喫煙防止対策の推進のために



厚生労働省では、受動喫煙防止対策に対する様々な支援を行っています。

◆ 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

健康増進法及び労働安全衛生法に規定された、事業者が実施すべき事項を一体的に示したものです。

◆ 受動喫煙防止対策助成金

中小企業の事業主が、受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工事費、設備費、機械装置費などの経費の一部を支援する制度です。

◆ 受動喫煙防止対策機器貸出

職場内での空気環境を把握する「デジタル粉じん計」、
「風速計」の無料貸出しを行っています。



粉じん計



風速計

◆ 職場における受動喫煙防止対策相談窓口の設置

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 電話：050-3537-0777

受動喫煙防止対策に関する詳細は、[厚生労働省ホームページ](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)をご覧ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

発行元：宮城県塩釜保健所 健康づくり支援班

TEL 022-363-5503 (直通)

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-hohuku/kenkou-express.html>